

玉城町告示第105号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年11月27日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
世古（蓑村）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年11月24日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 2経営体
個人 0経営体
集落営農（任意組織） 0組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体として、現在、蓑村地区において農作業を請け負っている2件の認定農業者を中心に経営体の育成に努める。土地利用型農業における規模拡大を目指す経営体に対しては、利用権設定等による農地集積を進める。農地集積に関しては、集団化・連担化した条件で農用地が利用集積されるよう努めるとともに、農地中間管理機構の活用を推進していく。
さらに、6次産業化等による地域資源を生かした取り組み、生產品のブランド化による高付加価値化など、新たな価値創出を促進する。
また、地域の中心となる経営体と自給的農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化し、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう努めるものとする。